

就労継続支援A・B型

人員基準	従業者	職業指導員及び生活支援員	総数	常勤換算で、利用者を 10 で除した数以上
			職業指導員の数	1 人以上
			生活支援員の数	1 人以上
			※ 1人以上は常勤	
		サービス管理責任者	利用者数が 60 人以下	1 人以上
			利用者数が 61 人以上	1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
			※ 1人以上は常勤	
		管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	訓練・作業室		訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
	相談室		間仕切り等を設けること	
	洗面所・便所		利用者の特性に応じたものであること	
	多目的室その他運営に必要な設備		—	